

平成20年 恵庭市議会第4回定例会日程表（12月16日）

1. 日 程

日程	議案番号	件名	摘要
26	審査報告第1号	総務文教常任委員会付託案件審査報告 議案第6号 恵庭市立学校施設の開放に関する条例の制定について 議案第7号 恵庭市体育施設条例の一部改正について 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市民会館、恵庭市島松公民館及び地区会館） 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（体育施設18施設） 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（パークゴルフ場） 陳情第8号 恵庭市恵み野駅西口地区の市街化区域編入と土地区画整理事業による開発に関する陳情書	
27	審査報告第2号	厚生消防常任委員会付託案件審査報告 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（恵浄殿及び恵庭墓園） 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉施設6施設） 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市福住憩の家） 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市屋内ゲートボール場） 陳情第9号 認定こども園運営に関する陳情書	
28	審査報告第3号	経済建設常任委員会付託案件審査報告 議案第3号 恵庭市道路占用料徴収条例の一部改正について 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（花ロードえにわ）	
29	議案第19号	平成20年度恵庭市一般会計補正予算（第6号）	即 決
30	意見案第31号	安心の介護サービスの確保を求める意見書	"
31	意見案第32号	雇用促進住宅の譲渡・廃止に伴う支援対策と国による存続を求める要望意見書	"
32	意見案第33号	暮らせる年金の実現を求める意見書	"
33	意見案第34号	後期高齢者医療の資格証明書の扱いに関する意見書	"
34	意見案第35号	「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書	"
35		閉会中の各常任・議会運営委員会所管事務調査について	

総務文教常任委員会付託案件審査報告

第2回定例会及び本定例会において付託された案件について委員会は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

平成20年12月16日

総務文教常任委員会委員長 田中芳憲

恵庭市議会議長 笹松京次郎 様

1. 審査の結果

- (1) 議案第6号 恵庭市立学校施設の開放に関する条例の制定について
- (2) 議案第7号 恵庭市体育施設条例の一部改正について
- (3) 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（体育施設18施設）
- (4) 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（パークゴルフ場）

本各案件は、原案のとおり可決すべきものと決定したので報告します。

- (5) 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市民会館、恵庭市島松公民館及び地区会館）

本案件は、否決すべきものと決定したので報告します。

- (6) 陳情第8号 恵庭市恵み野駅西口地区の市街化区域編入と土地区画整理事業による開発に関する陳情書

本案件については、さらに審査の必要があるため、閉会中の継続審査としたいので承認を願います。

厚生消防常任委員会付託案件審査報告

本定例会において付託された案件について委員会は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

平成20年12月16日

厚生消防常任委員会委員長 野 沢 宏 紀

恵庭市議会議長 笹 松 京次郎 様

1. 審査の結果

- (1) 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（恵浄殿及び恵庭墓園）
- (2) 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉施設6施設）
- (3) 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市福住憩の家）
- (4) 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市屋内ゲートボール場）

本各案件は、原案のとおり可決すべきものと決定したので報告します。

(5) 陳情第9号 認定こども園運営に関する陳情書

本案件については、さらに審査の必要があるため、閉会中の継続審査としたいので承認を願います。

経済建設常任委員会付託案件審査報告

本定例会において付託された案件について委員会は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

平成20年12月16日

経済建設常任委員会委員長 行 沢 政 義

恵庭市議会議長 笹 松 京次郎 様

1. 審査の結果

(1) 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（花ロードえにわ）

本案件は、原案のとおり可決すべきものと決定したので報告します。

(2) 議案第3号 恵庭市道路占用料徴収条例の一部改正について

本案件については、さらに審査の必要があるため、閉会中の継続審査としたいので承認を願います。

安心の介護サービスの確保を求める意見書

本事項の実現について地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

平成20年12月16日提出

恵庭市議会議員 林 謙 治 宮 忠 志 田 中 芳 憲
鹿 野 均 前 佛 優 行 沢 政 義

(案文)

介護保険サービスを円滑に提供するため、3年ごとに介護保険事業計画や介護報酬の見直しが行なわれてきました。2000年4月にスタートした介護保険も来年4月からいよいよ第4期目です。現在、各自治体で介護保険事業計画の見直し作業が進められ、社会保障審議会介護給付費分科会では介護報酬の改定に向けた本格的な議論も始まっています。

そうした中、現在、介護業界では収益の悪化や、低賃金による人材不足が深刻な問題となっています。特に、介護従事者の離職率は2割以上に上り、待遇改善が強く求められています。そのために介護報酬の引き上げが望まれています。報酬引き上げは介護従事者の待遇改善につながる一方で、介護保険料の引き上げとなってハネ返ってくるだけに、慎重な議論が必要です。

よって、安心の介護保険制度として根幹を維持しつつ、介護サービスの拡充を図るために、政府におかれては、以下の点について特段の取り組みを行なうよう強く要望します。

記

1. 介護報酬の改定に当たっては、介護事業の経営実態調査に基づき、地域における介護サービスが的確に実施できるよう、サービスごとの人の配置や処遇などに十分、留意の上、適切な引き上げを図ること。
2. また、介護報酬の引き上げが、1号被保険者の保険料の引き上げにつながらないように、国において特段の措置を行うこと。介護保険料の設定については、保険料の所得比例方式への見直しや、市町村ごとの柔軟な決定ができるよう配慮すること。
3. 必要な療養病床を確保するとともに、認知症対策を拡充し、地域ケア体制の整備・充実に努めること。
4. 介護人材の確保及び定着のため、介護従事者の処遇の改善や新たに福祉・介護人材確保のために国の責任で緊急支援事業を実施するとともに、雇用管理の改善に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月16日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
財務大臣、厚生労働大臣 宛各通

雇用促進住宅の譲渡・廃止に伴う支援対策と国による存続を求める要望意見書

本事項の実現について地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

平成20年12月16日提出

恵庭市議会議員 宮 忠 志 田 中 芳 憲 鹿 野 均
前 佛 優 行 沢 政 義 林 謙 治

(案 文)

雇用促進住宅は、労働者の地域間移動の円滑化を図るため、雇用保険三事業の雇用福祉事業により設置された勤労者向け住宅であり、現在、雇用・能力開発機構において、全国で1,500余の住宅、約3,800棟を所有し、約35万人が居住しています。

平成15年5月、「雇用促進住宅基本課題検討会」の報告において、譲渡・廃止について30年程度を目途に事業廃止に努めることが適当とされました。

しかし、平成19年1月、雇用促進住宅の早期事業廃止に向けた方針策定にかかる報告書が提出され、これを踏まえ、平成19年2月に15年間で雇用促進住宅を譲渡・廃止する旨の方針が決定されました。

さらに、平成19年12月、「独立行政法人整理合理化計画」において、平成23年度までの廃止予定住宅数について、「全住宅数の2分の1程度に前倒して廃止決定するとともに、売却を加速するための具体的方策を速やかに講ずる」とされました。

このことにより、今後、雇用促進住宅は、地方公共団体に譲渡、又は民間に売却、これらが不調の場合は廃止するということでありますが、地方の自治体において、人口定住は最重要課題であることから引き続き必要であります。

については、財政規模の小さな自治体にとりましては、購入金額の負担は大きく、国において、譲渡にかかる財源措置等、財政支援対策について特段のご配慮をお願いするとともに、住宅売却が不調となった場合は、国の責任において現状のまま存続されるよう下記の事項について強く要望します。

記

1. 入居者の理解を得ないまま、一方的な住宅廃止や退去通告を強行しないこと。
2. 入居継続を希望する人については、納得を得て近隣の雇用促進住宅への移動などにより住居を確保すること。
3. 雇用促進住宅を地方公共団体が取得するに当たっては、改修後無償譲渡するなど支援策について特段の配慮をすること。また、住宅売却が不調となった場合には、国の責任において現状のまま存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

暮らせる年金の実現を求める意見書

本事項の実現について地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

平成20年12月16日提出

恵庭市議会議員 鹿野 均 前 佛 優 行 沢 政 義
林 謙 治 宮 忠 志 田 中 芳 憲

(案文)

高齢者の中で、所得が公的年金だけしかない世帯は約60%にも上ります。お年寄りの生活を支える大きな柱は年金であり、老後生活における年金の重要性は改めて確認するまでもありません。

しかし、年金を受給していても低年金の場合が少なくありません。高齢者世帯の年間の所得分布は、100万円未満が15.7%であり、6世帯に1世帯が100万円未満です。また、100万円から200万円未満は27.1%です。特に高齢の女性単独世帯の所得の低さは際立っており、3世帯に1世帯は年間所得が100万円未満であり、50万円未満という世帯も35万世帯にも上ります。

所得が十分でないために、生活保護を受ける高齢者も増えており(05年調査で全保護世帯の38.7%)、日本の年金制度が高齢期の貧困を防ぐという意味において、十分に機能していない実態も指摘されています。

今後、高齢者の所得をどう保障していくのか、また明らかに生活保護に比べて低い現行の老齢基礎年金の給付水準をどう見直していくかが、一つの課題となっております。

将来の安心をより確固としたものにするため、2004年の年金改革を踏まえ、「暮らせる年金」の実現を目指して、より安心して信頼できる年金制度へと改革を進めるべく、政府におかれては以下の点について特段の取り組みを行なうよう強く要望します。

記

1. 基礎年金の国庫負担割合を平成21年4月から2分の1へ引き上げること。
2. 基礎年金の加算制度の創設や、受給資格期間の10年までの短縮、追納期間の延長など無年金・低年金対策を拡充すること。
3. 高齢者の就労を促進し所得向上に資するよう在職老齢年金制度の見直しを行うこと。
4. 障害基礎年金等の配偶者、子の加算制度を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月16日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
財務大臣、厚生労働大臣 宛各通

後期高齢者医療の資格証明書の扱いに関する意見書

本事項の実現について地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

平成20年12月16日提出

恵庭市議会議員 前 佛 優 行 沢 政 義 林 謙 治
宮 忠 志 田 中 芳 憲 鹿 野 均

(案文)

政府・与党は6月「高齢者医療の円滑な運営のための負担軽減等について」において、資格証明書については「相当な収入があるにもかかわらず保険料を収めない悪質な者に限って適用する。それ以外については、従前どおりの運用とし、その方針を徹底する」としました。

しかしながら、北海道広域連合は11月「相当な収入以下とし、そのうち意図的に保険料を納入しない者など悪質な者を除き、資格証明書の交付措置の対象外としたい」と、相当収入(均等割軽減世帯)以下であっても、資格証明書を交付することがあることを明らかにしています。

これは、国の特別対策から逸脱し、運用基準として相当収入以下にも資格証明書交付をひろげることを示したもので、低所得者から保険証をとりあげることになる恐れが極めて大きいものです。

よって、以下のことを強く要望します。

記

1. 広域連合は、資格証明書の扱いにあたって、国の交付基準を引き下げることのないよう、徹底すること。
2. 未納者への対応に万全をつくり、安易な資格証明書の交付はつつしむこと。
3. 国民皆保険の精神を生かした制度の運営を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月16日

北海道恵庭市議会

北海道知事、北海道後期高齢者医療広域連合長 宛各通

「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書

本事項の実現について地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

平成20年12月16日提出

恵庭市議会議員 行 沢 政 義 林 謙 治 宮 忠 志
田 中 芳 憲 鹿 野 均 前 佛 優

(案 文)

近年、食品の安全・表示に関する悪質な偽装や、有害物質の混入、事故米問題など「食の安全」を根底からゆるがす事件や事故が多発しています。

特に事故米問題では、農林水産大臣と同事務次官が辞任する極めて異例の事態に発展しました。業者の生命軽視の行為は厳しく処罰されるべきであります。それ以上に、国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省が、その責任を果たさなかつただけでなく被害を拡大させた責任は重大です。国民の不信、怒りは極めて大きいです。

現在、農水省では「農林水産省改革チーム」を設置し、業務、組織の見直しを行うための取り組みを進めているところでありますが、今後、同様の事態を二度と起こさないためにも、猛省と改革を強く促したいです。

また、食の安全に関する問題だけでなく、近年相次いでいる消費者問題はどれも深刻な様相を呈しています。政府の消費者行政推進会議の報告書(6月13日)によれば、これまでの消費者事件を検証した結果、やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになっています。こうした縦割り行政の弊害を、消費者中心に改革するため、内閣府の下に消費者庁を早期創設し、ここを起点に省庁横断的な消費者行政を推進するべきです。

については、政府において、以下の対策を講じられるよう強く要望するものです。

記

1. 偽装表示を一掃するため、JAS法を改正し、直罰規程を設けるなど罰則を強化する規程を設けること。
2. 農作業の工程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及・促進で食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティシステムの確立で食品の流通を一層明確にすること。
3. 輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視、検査体制の強化・拡充をはかること。
4. 政策全般にわたり消費者の観点から監視し、強力な権限を有する消費者庁を設置するための関連諸法を制定すること。

5. 不正な取引を行う業者に対し、迅速な立ち入り調査に基づく販売禁止や、製品の回収命令、罰則強化などを図るため、消費者安全法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出機関	提出日	提出内容	対象機関
北海道恵庭市議会	平成20年12月16日	ア) 消費者安全法第1条	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 宛各通
		ア) 消費者安全法第2条	
		ア) 消費者安全法第3条	
		ア) 消費者安全法第4条	
		ア) 消費者安全法第5条	
		ア) 消費者安全法第6条	
		ア) 消費者安全法第7条	
		ア) 消費者安全法第8条	
		ア) 消費者安全法第9条	
		ア) 消費者安全法第10条	
北海道恵庭市議会	平成20年12月16日	ア) 消費者安全法第11条	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 宛各通
		ア) 消費者安全法第12条	
		ア) 消費者安全法第13条	
		ア) 消費者安全法第14条	
		ア) 消費者安全法第15条	
		ア) 消費者安全法第16条	
		ア) 消費者安全法第17条	
		ア) 消費者安全法第18条	
北海道恵庭市議会	平成20年12月16日	ア) 消費者安全法第19条	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 宛各通
		ア) 消費者安全法第20条	
		ア) 消費者安全法第21条	
		ア) 消費者安全法第22条	
		ア) 消費者安全法第23条	
		ア) 消費者安全法第24条	
		ア) 消費者安全法第25条	
		ア) 消費者安全法第26条	
		ア) 消費者安全法第27条	
		ア) 消費者安全法第28条	
北海道恵庭市議会	平成20年12月16日	ア) 消費者安全法第29条	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 宛各通
		ア) 消費者安全法第30条	
		ア) 消費者安全法第31条	

閉会中の各常任・議会運営委員会所管事務調査項目一覧表

20年12月16日

委員会名	調査事項	理由
総務文教常任委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行財政改革について 2. 都市計画について 3. 情報公開制度について 4. 入札制度について 5. 地方分権について 6. 広域行政について 7. 男女共同参画推進について 8. 学校教育及び社会教育の振興について 9. 教育施設の整備について 	さらに精査を必要とするため
厚生消防常任委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境保全対策について 2. ごみ対策について 3. 保健・医療事業について 4. 安全・安心対策について 5. 高齢者福祉について 6. 障害者福祉について 7. 児童福祉について 8. 消防施設等について 	さらに精査を必要とするため
経済建設常任委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業の振興対策について 2. 景気及び雇用対策について 3. 観光開発について 4. 農業振興について 5. 市道・道道・国道の新設及び改良工事について 6. 上下水道事業について 7. 治水対策及び各河川の整備について 8. 都市施設及び都市計画事業について 9. 公営住宅について 10. 除排雪対策について 	さらに精査を必要とするため
議会運営委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議会の運営に関する事項について 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について 3. 議長の諮問に関する事項について 	さらに精査を必要とするため